



▲ 3月14日(土) 太子町総合計画「住民ワークショップ」

まちの情報紙

広報

太子

Public Relations
TAISHI Town

2015

4

月号

No.485

主な内容

- 2 平成27年度 町長施政方針(抜粋)
- 4 平成27年度 後期高齢者医療制度
- 6 平成27年度 介護保険料
- 7 太子聖燈会
- 8 フォトニュース
- 10 フォトニュース+(プラス)
- 11 人権コーナー「気づく」
- 12 みんなのひろば
- 15 健康インフォメーション
- 17 高齢者情報局
- 23 タウンインフォメーション

平成27年度 町長施政方針(抜粋)

私は町長に就任して以来、「住民のみなさまの目線で考え行動する。」ことを町政運営の基本とし、そのために住民みなさまの多くの声を聴きながら、「住民が主役」のきめ細やかな太子町のまちづくりを推進してまいりました。

就任から早くも7年が経過し、2期目の任期も余すところ一年となりましたが、住民のみなさまから付託されました様々な行政目標や自らが公約した施策を総点検し、取り組みがまだ十分でない施策についても、より一層の推進を図ってまいりたいと考えております。今後も、住民みなさまの期待と信頼に応え、「誰もが住みたくなる 住み続けたくなるまち 太子町」の実現をめざして行政運営に当たってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



◆『愛着と誇りを持てるまち』

- ◎羽曳野市・藤井寺市・太子町シネマプロジェクトによる映画の映像コンテンツを活用したロケ地マップなどの作成
- ◎ふるさと納税特産品贈呈制度導入
- ◎町立幼稚園の給食回数を週1回から週2回に増加
- ◎磯長小学校屋上防水改修の設計
- ◎総合体育館のトレーニング機器の更新
- ◎国指定史跡二子塚古墳の保存と活用に向けた管理計画の検討
- ◎「男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく啓発活動の推進



◆『いつまでも快適で生き生きできるまち』

- ◎糖尿病予防「笑顔いっぱいハッピーライフプロジェクト」の実施
- ◎予防接種費用助成事業にロタウイルス、B型肝炎を追加
- ◎子ども・子育て支援新制度の実施（乳幼児全戸訪問などによる養育支援など）
- ◎放課後児童会対象児童の拡大
- ◎高齢者外出支援事業「予約型乗合ワゴン」の実施期間などの拡大



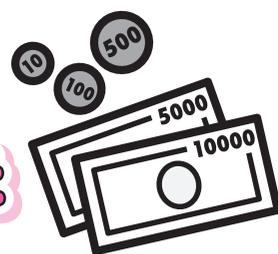
◆『みんなの力で安全と安心を守るまち』

- ◎防災行政無線戸別受信機を、アナログ方式からデジタル方式に移行
- ◎都市計画道路太子西条線の整備
- ◎南部大阪都市計画太子西条地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定

◆『地域の魅力アップ』

- ◎太子町観光・まちづくり協会の人員体制の充実
- ◎大道旧山本家住宅倉庫を「竹内街道交流館」として観光スペースと展示ギャラリーなどに活用

平成27年度予算が決まりました



平成27年度予算は歳入と歳出の均衡、適正な財源確保、事業の必要性や緊急性、効率性などの視点を踏まえながら徹底した経費の見直しに努めるとともに、住民の安全・安心につながる災害対策事業や道路橋梁整備事業に加え、健康づくりや子育て支援施策の充実、教育環境の向上に関わる施策に力を注ぎます。また、住民協働のまちづくり、地域活性化を促進する観光振興施策を積極的に展開します。

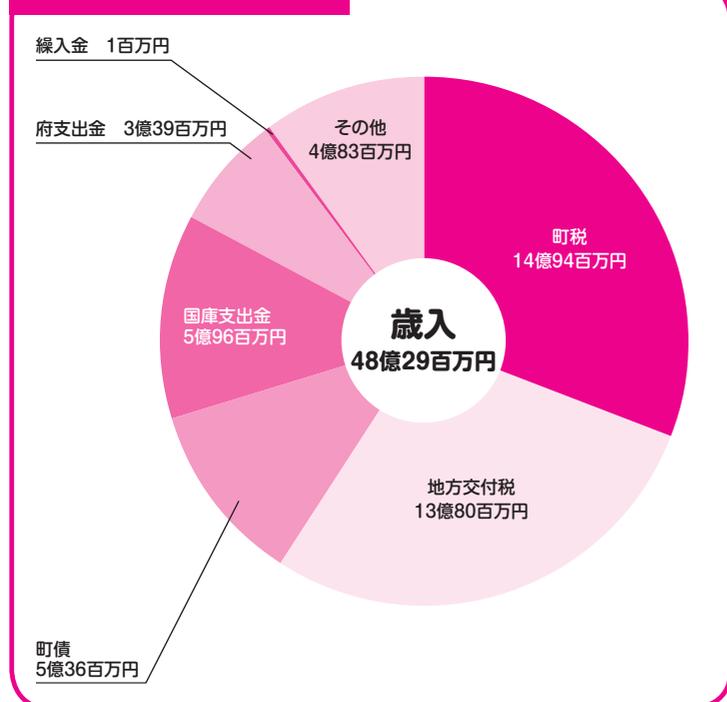
会計別予算額一覧

(単位：千円、%)

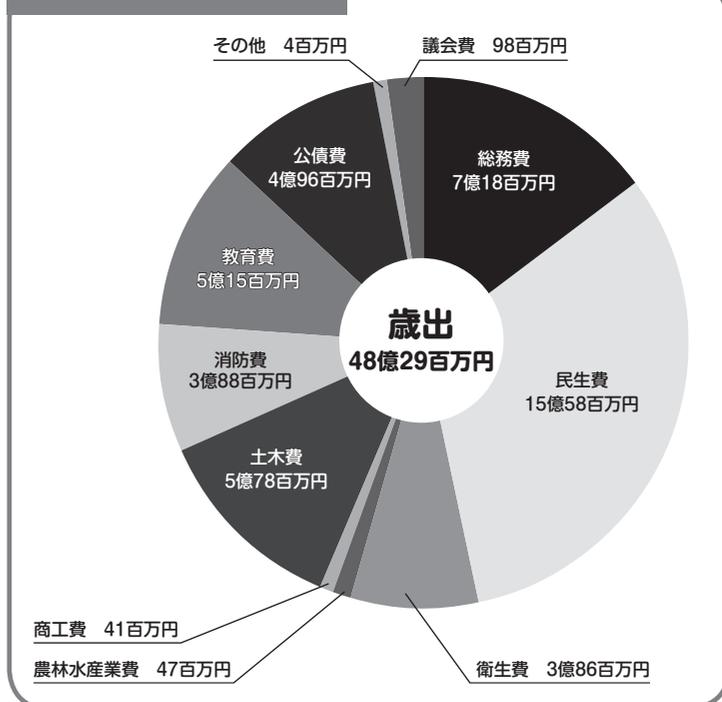
会計名	平成27年度 当初予算額	平成26年度 当初予算額	増減額	増減率
一般会計	4,829,206	4,243,397	585,809	13.8
国民健康保険特別会計	1,857,671	1,626,183	231,488	14.2
山田財産区特別会計	4,578	4,594	▲ 16	▲ 0.3
春日財産区特別会計	935	935	0	0.0
下水道事業特別会計	346,574	345,214	1,360	0.4
介護保険特別会計	1,141,394	1,021,457	119,937	11.7
後期高齢者医療特別会計	170,124	156,815	13,309	8.5
水道事業会計*	283,721	347,872	▲ 64,151	▲ 18.4
合計	8,634,203	7,746,467	887,736	11.5

*水道事業会計の予算規模は、収益的支出－減価償却費＋資本的支出です。

歳入(一般会計)



歳出(一般会計)



平成27年度 後期高齢者医療制度

平成27年度の保険料

75歳以上のみなさまがご加入の大阪府後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定しています。平成27年度は、平成26年度と同様に、被保険者均等割額52,607円、所得割率10.41%で保険料を算定します。

〈平成27年度の保険料の算定方法（大阪府）〉

年間の保険料 年額 (限度額57万円)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 52,607円	+	所得割額 被保険者の所得×所得割率 10.41%
---------------------------	---	----------------------------------	---	--------------------------------

※被保険者の所得は、年金収入のみの人で、その年金収入が330万円未満の場合、「年金収入額－120万円（公的年金等控除額）－33万円（基礎控除額）」となります。

なお、マイナスの場合は0円です。

（遺族年金などの非課税年金は上記の年金収入額には含みません）

保険料の軽減

1. 世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（52,607円）が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額（年額）
① 下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金など控除額は80万円として計算する）	9割	5,260円
② 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、基礎控除額（33万円）を超えないとき	8.5割	7,891円
③ 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、【基礎控除額（33万円）＋26万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	26,303円
④ 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、【基礎控除額（33万円）＋47万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	42,085円

2. 所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所得が58万円以下（年金収入のみ場合は、その収入が211万円以下※）の人については、所得割額が5割軽減されます。

※収入のあった年の12月31日時点で65歳以上の人の場合

3. 後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人については、所得割額は課されず、被保険者均等割額が9割軽減されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象となりません。

保険料額のお知らせと納め方

1. 普通徴収（口座振替や納付書でお支払い）の人

7月に、平成27年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付しますので、その後、口座振替や納付書の方法により9期（7月～翌年3月まで）で納めて頂きます。

ただし、年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

2. 特別徴収（年金からのお支払い）の人

年金受給額が年額18万円以上の人は、原則年6回の年金受給日に、その年金から直接お支払い頂きます。

平成26年中の所得が確定するまでの4・6・8月は、仮納付期間となります。

○平成27年2月に保険料を特別徴収で支払われた人

4月・6月の年金受給時に、2月にお支払い頂いた金額と同額を仮徴収額としてお支払い頂きます。ただし、8月分は、2月分と同額が適当でないと市町村が判断した場合に変更となります。

○平成26年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる人

平成26年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

○本算定後の特別徴収

平成27年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）後の10月以降、引き続き、または、新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」及び「納入通知書」を送付します。

10・12・2月の年金受給時に、平成26年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などによりすでに納めて頂いた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めて頂きます。

※特別徴収でのお支払いを、口座振替のお支払いに変更を希望される人は、保険医療グループへお申込みください。

健康診査・人間ドック費用の一部助成

●健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者の人に、「健康診査受診券」を4月下旬頃に「受診券在中」の記載のある封筒で送付します（年度途中で新たに75歳になられる人には、誕生月の翌月当初に順次送付します）。

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関などで、受診券に記載された有効期限まで無料（年度中に1回）で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関などに連絡のうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

○以下に該当する長期入院中や施設入所中の人は、病院・施設で健康管理が図られているため、健康診査の対象者から除かれます。

①病院、または、診療所に6か月以上継続して入院中の人

②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所、または、入居している人

●人間ドック費用の一部助成

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者の人が人間ドックを受診された場合の費用の一部を助成しています。

費用の助成を受けるには、保険医療グループに必要書類を持参し、ご申請ください。なお、各年度中（4月1日～翌年3月31日まで）1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

【申請に必要なもの】

1. 人間ドックの領収書の写し
2. 人間ドック検査結果通知書などの写し
3. 被保険者証
4. 口座情報がわかるもの
5. 印かん

※人間ドックを受診された人は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管してください。

◆問合せ

◎制度全般に関すること

・保険料・被保険者証など

大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06-4790-2028

・高額給付費・健康診査・人間ドックなど

大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06-4790-2031

・予算編成・広報広聴など

大阪府後期高齢者医療広域連合総務企画課 ☎06-4790-2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること

保険医療グループ ☎98-5516



平成27年度 介護保険料

65歳以上の平成27年度介護保険料は、7月に平成26年中の所得などをもとに計算し決定します（本算定）。しかし4月1日時点では、皆さんの平成26年中の所得などを把握することができないため、下記のとおり仮に決定した額（仮算定）で納めて頂くこととなります。徴収方法により、通知内容などが異なりますのでご注意ください。

■特別徴収…年金（老齢、退職、障がい、遺族など）の受給額が年間18万円以上で、受給時にあらかじめ介護保険料を差し引かれている人。

2月分と同額の保険料を4・6・8月の年金から仮徴収額として天引きします。この額をお知らせする通知書は送付しません。

ただし、4月、または、6月から新たに特別徴収を開始する人や保険料額を変更する人は、4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

■普通徴収…年金受給額が18万円未満の人、年度の途中で65歳になられた人、または、転入された人で、納付書や口座振替で納付頂く人。

平成25年中の所得状況などをもとに、仮に算定した額を納付して頂きます。4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

※納付方法が変更となる場合は、決定通知書、または、更正通知書でお知らせします。

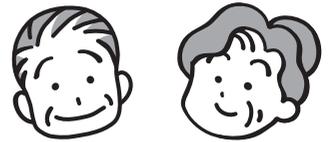
平成27年度～29年度までの3年間の介護保険料（1号被保険者：65歳以上の人）を見直しました介護保険は、これまでの実績と将来の見込みに基づき、3年ごとに制度の見直しを行います。

太子町でも平成27年4月から、新しい事業計画に沿って介護保険を運営していきます。

それともない、新しい事業計画のもとでは、

- 保険料の負担割合の変更（21%→22%）
- 地域区分の変更（0%から3%地域へ変更）
- 高齢者数（65歳以上人口）の増加
- 要介護認定者（介護を必要とする人）の増加
- 介護サービス利用量（施設サービス、デイサービスなど）の増加
- 介護サービスにかかる費用（介護報酬）の改定（2.27%減）

などをふまえた上で保険料額を見直し、新たな保険料額を設定しました。



〈一人ひとりの保険料額は…〉

町での介護保険の運営にかかる費用総額（利用者負担分除く）の約22%分に応じて基準額が決まります。この基準額をもとにして、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別に算定されます。

所得段階		算定方法	保険料額(年額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	33,210円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税の人	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の人	基準額×0.72
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超の人	基準額×0.75
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の人	基準額×0.9
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超の人	基準額×1.0
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	88,560円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	95,940円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	110,700円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.68	123,990円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.75	129,150円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.85	136,530円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上の人	基準額×1.95	143,910円

※平成27年度から、第1段階と第2段階を統合し、全体の段階を10段階から12段階に多段階化しました。

※合計所得金額とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

皆さんから納められた保険料は、介護サービス費用の保険給付分など、介護保険を運営するための大切な財源となります。いつまでも住み慣れた太子町で安心して暮らして頂くために、これからも介護保険制度にご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 高齢介護グループ ☎98-5538

一万燈の和のあかり 思いを灯す春の宵

太子聖燈会

4月18日(土)・19日(日)

両日とも荒天中止の場合は20日(月)に開催

午後6時～9時 午後6時30分点灯

会場／叡福寺・西方院・太子和みの広場

運営ボランティア募集中

太子聖燈会当日、会場設営等のボランティアを募集しています。当日お手伝いをして頂ける人は事務局までご連絡ください。

●活動時間 18日 午後4時～10時
19日 午後5時～10時

●活動場所 主に和みの広場

※当日のお食事は、各自でご用意頂くこととなりますのでご了承ください。

〔主催〕太子聖燈会の会〔協力〕叡福寺 西方院

〔後援〕太子町 太子町教育委員会 大阪府 大阪観光局
華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会
近畿日本鉄道株式会社 (順不同)

〔協賛〕大阪南農業協同組合
たいし聖徳市

◆問合せ
太子聖燈会の会事務局
☎ 0721-21-1600
大阪府南河内郡太子町山田88
太子町観光・まちづくり協会内

協力開催
たいし聖徳市
両日とも
午後5時～9時
(太子和みの広場)

ご協賛のお願い

太子聖燈会は、みなさまのご協賛金で行っています。昨年も、みなさまのご協力で多くの来場者を迎えることができました。

ご協賛頂いた人には、お名前やひとことをシールに書いて頂き、当日会場に並べる燈火カップに貼らせて頂きます。

ご家族のみなさままでのご協賛をお願いします。



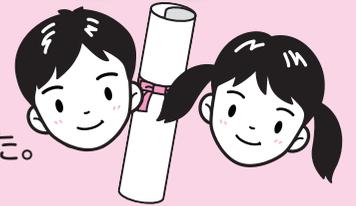


3月14日(土)

松の木保育園

未来へ！卒園・卒業おめでとう！

3月。各幼稚園や保育所、小中学校で卒園・卒業式が行われました。
は、幼稚園計78人、保育所計48人、小学校計175人、中学校153人。
仲間や先生たちと過ごした思い出深い園舎・校舎を元気いっぱいに巣立っていきました。



3月21日(土)

やわらぎ幼稚園
やわらぎ保育園



3月16日(月)

町立幼稚園



3月18日(水)

町立山田小学校

PHOTO



NEWS

光輝く

春の訪れを日に日に感
卒業・卒業を迎えたの
それぞれの希望を胸に、



3月18日(水)

町立磯長小学校



3月13日(金)

町立中学校

いかるがいち たいしくん、第6回「斑鳩市」に参加

2月21日(土)、22日(日)の2日間、聖徳太子ゆかりの地友好都市、斑鳩町で第6回「斑鳩市」が行われました。

今年も「友好都市物産展コーナー」に太子町が出展し、たいしくんも応援に行きました。

会場内では、長野県飯島町、新潟市、和歌山県上富田町など12の地域の物産展があり、またステージでは、友好都市PR・ゆるキャラSHOW・ビンゴゲーム・松山市郷土芸能「野球拳」大会など盛りだくさんのイベントが行われ、大勢の来場者が楽しんでいました。



PHOTO

第18回健康づくり講習会

3月7日(土)、太子町スポーツ推進委員会主催の、第18回太子町健康づくり講習会(スポーツ講習会)が、町立万葉ホールで行われました。

当日は健康に興味の有る多くの人が集まり、トレーナーの大西敏之氏を囲んで、膝と腰をテーマに実技を交えた講習会が行われ、未永く、楽しく運動や生活ができるように正しい姿勢を身に着ける方法を学んでいました。



NEWS プラス + 太井川廃川敷の「遊歩道」が完成

太井川の廃川敷を利用した歩行者と自転車専用の遊歩道が完成しました。

4月1日(水)から利用できますので、ウォーキングや憩いの場としてぜひご利用ください。

なお、芝生については現在養生中のため、立入禁止としていますので、ご協力をお願いします。

◆問合せ 地域整備グループ ☎98-5523



気づく

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

「本人通知（事前登録）制度」を行っています

町では、住民票、戸籍、戸籍附票に関する証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録をした人に対し、その事実を通知することにより、住民票の写しなどの不正請求及び不正取得を防止する「本人通知（事前登録）制度」を行っています。

◇登録対象者

- 太子町の住民基本台帳に記載されている人
- 太子町の戸籍の附票に記載されている人
- 太子町の戸籍に記載されている人

◇登録の申請

本人確認が出来る書類（運転免許証など）を提示のうえ、「登録申請書」を住民人権グループ窓口にご提出ください。

本人確認書類のコピーと「登録申請書」を住民人権グループ宛に郵送することで申請することもできます。

◇登録者への通知

登録した人の住民票、戸籍、戸籍附票に関する証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、交

付年月日、交付した証明書の種別及び通数、交付請求者が代理人か、それ以外の人かの種別を通知します。

◇交付事実の証明

交付事実の通知を受けた人が交付した事実の証明書を必要とするときは、その内容を審査し、適当と認める場合に、下記の内容を記載した「交付事実証明書」を交付します（申請には本人確認が出来る免許証などの書類の提示が必要です）。

なお、交付事実の証明を申請できる期間は、登録者への通知日から起算して30日間です。

◇「交付事実証明書」の内容

- 交付年月日
- 交付した証明書の種別及び通数
- 交付請求者が代理人かそれ以外の人かの種別
- 交付請求者が本人の代理人の場合、その代理人の住所、氏名

◇「交付事実証明書」の交付手数料

1件につき300円

◆問合せ

住民人権グループ ☎98-5515

陽気に行こうコンサート

2月28日（土）、町立万葉ホールで、太子町人権協会子どもの人権を守る部会主催の「陽気に行こうコンサート（サニー・サイド・メモリー）」が行われました。

当日は、お子さまから高齢者まで、たくさんご来場頂き、みんなで一緒に音楽を楽しみました。



◆問合せ

住民人権グループ ☎98-5515

人権コラム「よき日へ」

児童虐待問題を考える

大阪教育大学 島 善信

生活困窮家庭の増加や子育ての孤立など子どもをめぐる家庭環境の悪化により、発生件数そのものが増加していることが考えられます。またその一方で、学校に対して虐待が疑われるだけでも通告を義務づけるなど児童虐待防止法の強化や、要保護児童対策地域協議会など市町村段階での組織が整備されたことにより、見逃さず発見されやすい環境やシステムが整ったことの影響もあると考えられます。

相談件数が増加した理由には、生活困窮家庭の増加や子育ての孤立など子どもをめぐる家庭環境の悪化により、発生件数そのものが増加していることが考えられます。またその一方で、学校に対して虐待が疑われるだけでも通告を義務づけるなど児童虐待防止法の強化や、要保護児童対策地域協議会など市町村段階での組織が整備されたことにより、見逃さず発見されやすい環境やシステムが整ったことの影響もあると考えられます。

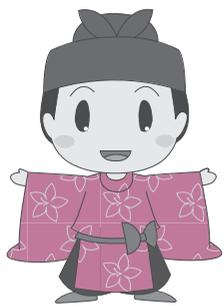
1,101件（平成2年度）、26,569件（平成15年度）、73,765件（平成25年度）。これは何の数字かご存じでしょうか。実は、全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数です。厚生労働省の調査により明らかになりました。平成2年に調査を開始して以来増加し続け、この10年間で2.8倍となり、ついに7万人を超えるという厳しい現実があります。しかもその内容をみると、平成23年度は58人の虐待死事例が発生し、3歳未満がその約7割を占めているなど、さらに深刻な実態が浮かび上がってきます。また、大阪の相談件数は6,509件で全体の8.8%を占めており、残念ながら全国で最も多い結果となっております。



その回復の働きかけなどがあります。小中学生など学齢期の子どもの場合には学校が、児童相談所等と、そして地域社会との間でしっかりと連携しセーフティネットを形成するよう求められています。

それ故、被虐待児童に対しては、事実を早期に見出し、救済するための対応を一刻も早く始める必要があります。具体的には、家庭内での親子の間関係など子どもをとりまく生活環境の改善や、児童が受けた精神的、身体的被害へのケアとその回復の働きかけなどがあります。小中学生など学齢期の子どもの場合には学校が、児童相談所等と、そして地域社会との間でしっかりと連携しセーフティネットを形成するよう求められています。

どの子どもにとっても、心の拠りどころは親であり、最良の居場所は家庭です。その親は、それぞれの子どもにとってかけがえのない存在であるはずで、児童虐待とは、本来なら自分を守り育てられる保護者や同居人等が加害者となってたち現れる事象であり、被害を受けた子どもの心を激しく傷つけます。大きな衝撃と精神的な混乱をもたらし、さらに著しい苦痛を与え最悪の場合には命を脅かします。そしてその後の成長や心身の発達に重大な影響を与えることにもなるのです。



- ◆日本環境保健活動団体連合会
会長表彰
太子町エイフボランティアネットワーク
会長 水本 孝后
- ◆天狗会平成27年春季囲碁大会
・A級優勝 郡 勇一郎
- ・B級優勝 伊藤 昌雄
- ・C級優勝 原 利則
- ・D級優勝 家村 健一

がんばった人に



敬称略



◆太子ウインターリーグ
4年生の部 優勝
太子ジュニアサッカークラブ



◆富田林市民大会
3年生の部 優勝
太子ウインターリーグ
3年生の部 準優勝
太子ジュニアサッカークラブ



◆北野杯 優勝
太子キラリアチーム



◆太子ウインターリーグ
5年生の部 優勝
太子ジュニアサッカークラブ

岳のぼり

町のシンボル二上山の美化への願いを込めて、今年も古くから伝わる年中行事「岳のぼり」を行います。

二上山雌岳山頂では楽しい抽選会も行いますので、皆さんもぜひご参加ください。

【とき】4月23日(木) 午前11時～

【ところ】二上山万葉の森 岩屋登山口

【主催】二上山美化促進協議会、太子町、葛城市、香芝市

◆問合せ 地域整備グループ ☎98-5523



◆南河内大会 準優勝
太子ミニバスケットボールクラブ

わいわい朝市



【とき】毎週土・日曜日と祝日

【ところ】道の駅 近つ飛鳥の里・太子

◆問合せ 近つ飛鳥の里・太子運営協議会 ☎98-2786

町立総合体育館トレーニング講習会

町立総合体育館のトレーニング室は、講習会に参加した人でないと利用できません。

【とき】4月18日(土) 午後6時30分～9時(午後6時15分までに必ずお越しください)

【ところ】町立総合体育館 【受講料】200円 【定員】25人

【受講資格】平成27年3月31日現在15歳以上(高校生以上)の人

【内容】講義…トレーニングの基礎理論/実技…ウォームアップ・クールダウンの実技

【受付】4月9日(木) 午前11時～午後5時15分。なお、受付開始時点で定員(25人)を超えた場合は抽選。定員に満たなかった場合は以後先着順で定員に達するまで受け付けます。

4月10日以降の受付時間は午前9時～午後5時15分までです。(4月18日(土)は午後1時まで)

町立総合体育館の休館日は月曜日です。ただし、月曜日が祝日・振替休日の場合はその翌日が休館日です。

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344